

令和2年度 第2回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和2年10月21日（水曜）午前10時から午後0時30分

【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

<委 員>

栗川委員、石川委員、佐藤委員、富田委員、高井委員、角田委員、最上委員、
菊地委員、有川委員、平崎委員、広岡委員

計11名

（欠席委員：南委員、川本委員、熊谷委員、松井委員）

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
保健所保健管理課、各区健康福祉課、学校支援課

【傍聴者】

4名

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 議事・・・・・・・・・・ p 4
4. その他・・・・・・・・・・ p 39
5. 閉会・・・・・・・・・・ p 40

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは皆さんおそろいになりましたので、ただいまから、令和2年度第2回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、審議会にご出席いただき、ありがとうございます。私は会議冒頭の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましても、議事録作成のための録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

本日は、報道機関が取材に来ていますが、撮影につきましては、議事に入るまでの間といたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。事前にお送りしましたものとして、

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1】第3次新潟市障がい者計画 評価と課題
- ・【資料2】新潟市における障がい福祉の現状
- ・【資料3-1】障がい者全般を対象としたアンケートの概要及び結果
- ・【資料3-2】障がい児を対象としたアンケートの概要及び結果
- ・【資料4】第4次新潟市障がい者計画の骨子
- ・【資料5-1】第5期新潟市障がい福祉計画及び第1期新潟市障がい児福祉計画の達成状況
- ・【資料5-2】第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画の骨子
- ・【資料5-3】第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画のサービスマ見込み量
- ・【参考資料1】新潟市における障がいのある人の状況

以上12点となります。また、本日机上配布したものとして、事前送付資料の資料3-2の差し替え資料を配布させていただきました。以上となりますが、お手元にごございますでしょうか。不足等ございましたら、お申し出いただければと思います。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、南委員、川本委員、熊谷委員、松井委員から、欠席のご連絡を頂いております。15名の委員のうち、11名の委員の方々が出席されており、過半数を超えていますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、佐久間福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

(佐久間福祉部長)

皆様、おはようございます。新潟市福祉部佐久間でございます。委員の皆様におかれましては、本日も大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

9月の第1回の会議におきましては、第4次障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の策定に向けまして、構成案をお示しさせていただきました。本日の2回目の会議におきましては、これまでの振り返りや現状について確認をしていただいた上で、次期計画の骨子案をお示しさせていただければというふうに思っております。

本日の第2回の審議会から12月の第4回の会議まで、毎月このような会議を開催させていただくこととなりますけれども、皆様方につきましては、大変ご負担をおかけいたしますが、限られた時間で効率的に計画策定を進めてまいりたいと考えておりますので、なにとぞご協力をお願いいたします。

結びになりますが、本日もよりよい計画策定に向けまして、皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

3. 議事

(1) 第3次新潟市障がい者計画の振り返りについて

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行については、有川会長お願いいたします。

(有川会長)

皆さん、おはようございます。本日は大変内容が多くございますので、早速次第に従いまして、議事のほうを進めさせていただきたいと思っております。

おおむねの時間配分ですが、まず(1)第3次新潟市障がい者計画の振り返りについてを25分程度、(2)新潟市における障がい福祉の現状についてと(3)障がい福祉に関するアンケート結果についてを、合わせて20分程度。(4)第4次新潟市障がい者計画についてを25分程度、(5)第6期新潟市障がい福祉計画および第2期新潟市障がい児計画については40分程度となっております。大変多い議事内容ですが、とても重要な内容ですので、できる限り時間のほうについては十分取っていききたいというふうに考えておりますが、会場の使用時間も正午までということになっておりますので、できる限り円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは議事(1)第3次新潟市障がい者計画の振り返りについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

皆さん、おはようございます。障がい福祉課の長浜と申します。それでは議事(1)について、私のほうから説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、資料の1をご覧ください。こちらは平成27年度から令和2年度までを計画期間とした、第3次新潟市障がい者計画の振り返りとして、施策の方向性に対する評価と課題についてまとめた資料になります。表の左の欄、「施策の方向性」に対して、計画期間中にどのような取り組みを行い、その取り組みに対する評価等について、右の欄「評価と課題」に記載されている中から、主な取り組みについてご説明をいたします。

1ページになります。「1 地域生活の支援」のうち、(1)相談支援体制の充実の項目では、1ページの①から3ページの⑦まで、相談窓口の運営や各専門関係機関の連携、支援体制の充実に努めてまいりました。

まず、①障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備では、基幹相談支援センターや児童相談所、心の健康センター等において、障がい者やその家族等への相談支援や情報提供等、総合的に行いました。また各区に障がい者相談員を設置し、身近な地域での相談や情報提供等の支援を行いました。

課題といたしましては、増加する多様な相談に対応するため、職員の能力向上を図るとともに、各種相談機関・専門機関との連携を強化し、引き続き充実した相談支援を行っていく必要があると考えております。

続いて、②夜間を含めた常時の連絡体制の確保では、基幹相談支援センターや相談支援サービスにより相談連絡体制を確保したほか、平成30年4月に、新潟市障がい者夜間休日

相談支援事業を開始し、地域生活支援拠点等事業に位置付け、夜間や休日における相談や緊急時の対応を行い、24時間365日の相談支援の整備をいたしました。

続いて2ページをご覧ください。③発達障がいや難病、強度行動障がいなどに対する専門医療機関との連携等については、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」や、新潟県・新潟市難病相談支援センター等において、専門的な相談支援を実施しました。また、発達障がいや難病の分野においては、新たに協議会を設置し、地域の連携や支援力の向上など、相談支援体制の充実を図りました。強度行動障がいへの対応としては、実際に強度行動障がい児者を支援する現場での研修の場を設け、適切に支援できる事業所および職員を増やし、強度行動障がい児者およびその家族が安心して暮らせる環境の整備に努めました。その一方で、強度行動障がい児者支援職員育成のための実地研修を開始してから5年が経過し、これまで約120名の修了者がおりますが、実際の受け入れには、なかなか結びついていないところが課題として挙げられます。今後は研修内容の見直しや充実を図り、受け入れ可能な事業所の増につなげていきたいと考えています。

続いて④発達障がい者への支援については、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」や新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、発達障がい者やその家族が安心して暮らせるよう、寄り添った相談支援を実施しました。

続いて3ページになります。(2)在宅サービスの充実では、各種サービスを提供するとともに、補装具費の支給や日常生活用具の給付などに取り組みました。日常生活用具については、要望を踏まえながら、品目や対象者の拡大を確保したところでございます。課題といたしましては、強度行動障がい児者や重症心身障がい者等が、利用できる事業所の不足というものが挙げられるというふうと考えております。

続いて(3)経済的な支援では、特別障がい者手当や障がい児福祉手当など、各種手当の支給や、福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成など、移動にかかる費用の助成を引き続き行ってきました。各種交通費助成については、社会環境の変化や障がい種別、交通手段ごとの不均衡を踏まえ、障がい種別ごとの不均衡を是正するとともに、実態に合わせた助成の見直しを行ったところでございます。

続いて4ページをご覧ください。(4)サービス基盤の充実では、本市の課題である重度障がい者の地域移行、施設入所待機者の解消に向け、重度障がい者の受け入れを行う施設に対して、優先的に補助金を交付するとともに、障がい者の居住の場であるグループホームにおいて重度障がい者の受け入れが進むよう、グループホーム運営費補助金の制度を見直しました。

また、精神障がい者の地域移行に向け、関係機関連絡会を開催し、支援者の人材育成やネットワークの構築を図ったほか、ピアサポーターによる普及啓発活動を行い、精神障がい者と地域住民、関係機関の、支援機関の構築に取り組みました。

続いて(5)地域生活を支える人づくりでは、アルコールやギャンブル、薬物の依存に関する情報提供や、知識を深め適切な援助法を学ぶ家族教室・家族交流会を開催しました。また精神保健福祉業務に従事する支援者や、サービス事業者の技術向上を図るため、精神保健福祉に関する研修を実施しました。

続いて5ページになります。(6)スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援では、市職員や文化芸術関係者を対象に、障がいとなるバリアやアクセシビリティの向上に関する

る勉強会を開催したほか、スポーツの分野では、全国障がい者スポーツ大会へ出場する選手の育成や、障がい者スポーツの講習会、障がい者大運動会の開催など、障がい者のスポーツ活動だけでなく、社会参加機会の確保に向けた取り組みも行いました。

続いて6ページをご覧ください。(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実では、各区役所で手話のできる窓口相談員を引き続き設置したほか、手話通訳者や要約筆記者等の派遣や、行政講習会を開催しました。課題としては、派遣件数の多い平日の日中に、派遣できる通訳者の不足が挙げられます。また、障がい者に対して市政に関する情報を提供するため、広報テレビの手話放送や市報にいがた等の点字版・音声版の発行、市長記者会見への手話通訳者の配置、アクセスしやすいホームページの作成などに取り組んだほか、障がい者 IT サポートセンターでは、IT 機器に関する相談や情報提供を行いました。

続いて7ページをご覧ください。ここからは「2 保健・医療・福祉の充実」の項目になります。(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援では、基幹相談支援センターに待機している障がい児支援コーディネーターにより、障がい児にかかる専門的相談支援を実施しました。また、乳幼児健康審査等を活用して、早期の気づきや支援につなげたほか、新潟市立児童発達支援センター「こころん」では、本市の中核的な支援機関としての役割を担い、言葉や発達に遅れの見られる子どもに対して、相談支援や早期療育を実施しました。

続いて(2) 医療およびリハビリテーションの充実では、医療サービスを安心して受けられるよう、引き続き重度障がい者医療費助成や自立支援医療などの各種医療費助成を実施したほか、障がい者を対象とした歯科診療等を実施しました。

続いて8ページになります。(3) 精神保健と医療施策の推進では、こころの健康センターで、精神障がい者やその家族などの相談に対応したほか、関係機関等からの要請に応じ、カンファレンスに参加するなど、相談援助者や関係機関とともに、支援の方向性について検討、技術支援を行いました。また自殺対策として、自殺未遂者本人やその家族等に対して、電話・訪問等による支援を行ったほか、薬物依存症の再発防止を目的に、新潟県精神保健福祉センターと共催で、薬物依存治療・回復プログラムを開催をいたしました。

続いて9ページ、ここからは「3 療育・教育の充実」という項目になります。(1) 就学前療育の充実では、身近な場所で療育が受けられるよう、全区で療育教室を実施したほか、市内保育所等における障がい児支援の中心的役割を果たす、発達支援コーディネーターの養成や配置を進めました。また本市の療育の中核的機関である、新潟市立児童発達支援センター「こころん」では、発達支援コーディネーターのスキルアップ研修の実施や、保育所等訪問支援事業を、新たに開始をいたしました。

続いて10ページをご覧ください。(2) 学校教育の充実では、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めるため、受け入れ体制を整備するとともに、学校支援課、総合教育センター、特別支援教育サポートセンターで連携し、特別支援教育に関する課題について研修を行いました。また児童生徒のニーズに応じた合理的配慮の提供に努めながら、進学や就労など、児童・生徒が希望する進路の実現に向け、年間を通して進路相談や就労相談、情報提供等を実施しました。

続いて12ページをご覧ください。ここからは「4 雇用促進と就労支援」の項目になります。(1) 雇用促進と一般就労の支援では、新潟市障がい者就業支援センター「こあサポ

ート」において、1人1人の障がい特性に応じた、相談から定着までの一貫した伴走型支援を関係機関と連携して実施しました。令和元年度からは就業支援員を増員し、在宅支援等、これまで支援が行き届きにくかった分野へのアプローチにも取り組みました。また、市内全体の障がい者の就職者数増加を図るため、県の障がい者就業生活支援センターや、国のハローワーク等と密に連携するとともに、障がい者雇用に関する情報を発信するため、障がい者雇用を行う企業等を紹介する『障がい者雇用にいがた企業探訪』の発行や、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」と連携したセミナー等を開催するなど、障がい者雇用の周知啓発を行いました。

続いて、13 ページをご覧ください。(2) 福祉施設等への就労の支援では、授産製品の共同販売を行う「まちなかほっとショップ」を活用し、授産製品のPRや販路拡大だけでなく、障がい者の就労や障がいへの理解促進を図りました。また、市役所の各部署に対し、物品等を調達する際に、障がい者施設や障がい者を多数雇用している業者から優先的に調達するよう働き掛け等行った結果、調達実績は着実に成果を上げたというところでございます。

続いて 14 ページをご覧ください。ここからは「5 生活環境の整備」の項目になります。(1)住宅環境の整備では、市営住宅におけるユニバーサルデザインに配慮した整備や、空き家活用リフォーム推進事業として、空き家を住居として利用する際の改修を支援したほか、福祉のしおり等を活用して、各種助成制度の周知を行いました。

続いて(2)安心・安全なまちづくりの推進では、新潟県バリアフリーまちづくり事業の一環として、視覚障がい者等を補助する信号機を整備しました。また、鉄道駅のエレベーターや多機能トイレの設置、駅前広場のバリアフリー化整備、ノンステップバス車両の導入など、交通機関等におけるバリアフリー化にも取り組みました。

続いて 15 ページをご覧ください。(3) 防災対策および災害時支援体制の整備では、避難行動要支援者名簿について関係者に周知し、共助による避難支援体制の強化を図ったほか、避難勧告等に関するガイドラインの改正を行い、情報の受け手側が情報の意味を理解しやすいものへ改善をいたしました。

続いて(4)防犯・消費者トラブルの防止および被害からの救済では、障がい等で判断能力に不安のある方が、犯罪や消費者トラブルの被害に遭わないよう、「市政さわやかトーク宅配便」や「出前講座」を実施したほか、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用について、意見交換や情報共有を行いました。

続いて 16 ページをご覧ください。ここからは「6 障がいを理由とした差別の解消および権利擁護の推進」に関する項目になります。(1)障がいを理由とした差別の解消の推進では、平成 28 年に「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、当条例の目的である共生社会の実現に向け、条例研修会の実施やイベント等での周知啓発に取り組むとともに、市職員向けに研修会を実施するなど、各種取り組みを行いました。

(2)権利擁護の推進では、差別相談の専門窓口である障がい福祉課や基幹相談支援センターにおいて、差別相談や解決に向けた話し合い等を実施しました。また、新潟市障がい者虐待防止センターにおいては、虐待相談や虐待防止のための啓発活動にも取り組みました。

続いて17ページになります。(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及では、障がい者アートの掲示や、さまざまなイベントでのPR活動等を通して、共生のまちづくり条例の周知に取り組むとともに、教育委員会で作成した福祉読本を活用して、学校において、障がいや障がい者に対する理解啓発に取り組みました。

続いて(4) 福祉教育の推進では、小中学校において、校内特別支援学級や特別支援学校児童・生徒との交流、および共同学習に取り組んだほか、総合的な学習の時間などを活用し、障がいのある方の講和や車椅子体験、障がいの疑似体験などを取り入れ、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性を尊重していく心を育む取り組みを行いました。

最後に18ページをご覧ください。(5) ボランティア活動の支援・推進では、手話通訳者・要約筆記者等を要請するための講習会を開催するとともに、ボランティア育成に取り組む団体に対して講師を派遣するなど、障がい者の地域生活を支えるボランティア人材の養成に取り組みました。

第3次新潟市障がい者計画の評価と課題は以上になります。この結果を踏まえつつ、次期計画である第4次新潟市障がい者計画を策定していきたいと考えております。私からの説明は以上になります。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問等はございませんでしょうか。はい、栗川委員、お願いします。

(栗川委員)

視覚障がい者福祉協会の栗川です。3点、お願いします。まず1点目は、今の課長さんのご説明の中で、「何ページをご覧ください」ということがされて、お話をされました。前回もちょっと感じたのですが、それは墨字の資料のページではあると思うのですが、私は電子データで事前に頂き、本日は点字で資料を頂いてますけれども、「何ページ、ご覧ください」というようなことでは追いかけられずに、途方に暮れていた状態でありまして、これはよく世の中で起こる話でありまして、目の見えている人たちがパワーポイントで提示して「ご覧のとおりです」とか、そういうことが普通に行われてしまっているという現状です。でも、ここの場というか、あるいはここから発信したいことというのは、1人も残さないとか、誰も排除しないとか、すべての人を包摂するとか、そういうことであろうと思うので、そういう点で、このメンバーの中には少なくとも点字を使って、墨字の資料が見えない人間がいるんだということを前提にしながらお話をするなり、あるいは資料をもうちょっと改善して、ちゃんと墨字のページと対応するような形にするとかいう形で、参加者が置いてきぼりにならないような形をお願いをしたいということが1点です。

そこにちょっと絡むことでもあるのですけれども、今日受付の前にロビーに座ってましたら、係の方が、私は今日ガイドと2人で来てるんですけども、資料をガイドの方にお渡しするんですね。「何ですかね」と言ったら、委員の方への資料はやっぱり中にありましたみたいな話でありまして、僕に本当は渡したい資料なのに、ガイドの人に渡しているということが起こってる。これも割りときちの中とか、あるいは役所の窓口とかでもよく

起こる話で、障がい当事者がその主体であるはずなのに、その親であったり付き添いであったり、脇にいる人の健常者のほうに資料を渡したり話をしたりして、当事者が脇に置かれていて、でもその話は誰の話かといったら、本人の話であるっていうことがあるわけです。

そういう点では、例えばいろんな市民に対して啓発をしていくということもありますし、それから市役所の中そのものにおける窓口対応やら、いろいろなところの対応のこともありますし、そういう点で、やはり障がいのある人をいわば主体としてちゃんととらえていくというか、単なる保護の客体として見るのではなくて、その人1人1人をちゃんと1人の人間として見て、その人に対してだったらその人に対して話をするとか、ものを渡すなら渡すとか、その人に向かって話すとか、そういうようなことを、私たちここに集まっている人間から始められるようにできていったらいいなということを感じました。これが1点です。

あとは資料の中身に関することの質問で、最初のところに相談がありまして、方針のところではピアカウンセラーという言葉が出てきていまして、実際のところでやったのが障がい者相談員というのを各区に配置したというふうな表現になっていますが、これは同じことを意味しているのか、何か違うことなのかというのを、教えていただければと思います。特に障がい当事者の人が、当事者の立場で相談を受けるのはすごく大事なことだと思うので、その部分を1つお聞きしたいと思います。

それから、途中の辺りのリハビリテーションのことがあったかと思うのですが、障がい者のリハビリテーションというものをどういうふうにとらえられているのかなということも疑問というか感じました。と言いますのは、かなり医療に偏っているというか、障がいをどう捉えるかというところで、障がい者の個人モデルとか医学モデルとか言われますけれども、そういう障がいというものを個人の欠陥とか医療の対象として見るのか、社会モデルと言いますか、多様な人間が生きていく社会の中で、ある特性を持った人たちが排除されて差別されている、そういう社会のあり方自体の問題としてとらえ直していくのかという、その見方があると思うのですが、どうも医療のほうに偏っていて、視覚障がい者なんかの立場で言えば、やはり実際の生活の中で、見えない状況の中で、どうやって普段の生活やら活動やら、いろんなものに参加をしていくかという上でのリハビリテーションというのは非常に重要なのですが、その部分に対してどういう施策が行われ、どういうふうなことになってきたかというのは、この資料からは見えない感じがしますので、ちょっとリハビリテーションについて。これは今日だけの議論ではなくて、今後へ向けてのところにつながるかもしれませんが、とりあえずこの資料に即して、リハビリテーションというものがどういう位置付けになっているのかというのをお聞かせいただければと思います。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。今のご意見・質問等についていかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい。ご意見ありがとうございました。まず最初の1点目の、私の説明ですとか資料の

つくりのほうにつきましては、ちょっと私どものほうの配慮が足りなかったというのもあったと思いますし、今後どういう形がいいのかを検討していきたいと思っておりますし、あと最初に資料を渡したところの対応につきましても、同じようにこちらのほうで、しっかりと対応していきたいと思っております。

ご質問でいただきました2点目の、相談のところのピアカウンセラーの話になりますが、各区に配置しているピアカウンセラーという部分については、私どもとしては、その当事者である相談支援員のことを意図しておりますけれども、精神の分野においては、また別にピアカウンセラーがいますので、そこも含めてということになりますが、ここで各区ということになると、実際の当事者もしくはご家族に対応していただいております相談員ということで考えております。

それから、リハビリテーションのことについては、今回、確かに項目の中で「医療およびリハビリテーションの充実」という項目があるのですが、実際に私どもの実績としてお話ししたときは、医療費の制度を行いましたということで説明をさせていただいたと思います。今回、私どもの今の計画の中では、適切なリハビリテーションが提供できる体制の整備を図り、障がいのある人の地域社会への参加参画を支援しますというものが、大きな2番「保健・医療・福祉の充実」の中の(2)医療およびリハビリテーションの充実の中の③ということで挙がっているのですが、ここについては、医療ですとか介護保険のリハビリテーションの充実を図っていくということで、必要なサービス、リハビリテーションのサービスというものを受けれるようにしてきましたというような、私どもとしては評価をするというところでございます。

ご質問のほうにもありました、リハビリテーションというものをどういうふうにとらえるかというようなことも、ご質問の中で頂いたかと思えます。これは今日、こちらのほうに来ていない保健所のほうのお考えもあるので、そちらのほうにも聞いてみたいと思えますけれども、私どもとしてここに書いたのは、障がいのある方もそうですし、障がいではなくて病気である方もそうだと思いますけれども、いわゆる皆さんが地域社会に参加をしたり、参加しやすくなったりするために必要な機能訓練を提供していきたいということで、計画のほうには記載させていただいたというところでございます。以上でございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。栗川委員、何かございますでしょうか。

(栗川委員)

ありがとうございます。3点目のリハビリテーションの件は、やはりいろいろ問題を含みそうなので、今後の議論の中でやっていければなと思います。

第1点目に関しては、ここだけの問題ではなくて、世の中に日々いっぱいある話なので、それをどうしていくかというとなかなか面倒ではあるけれど、少なくともここから始められればということであるので、ご回答ありがとうございます。今後ともよろしく願います。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。非常に本質の話だと思います。権利の話等も含めて、すでに今日、今資料の中でも説明はありましたし、その進め方においては、私自身も今お話を伺っていて、非常に欠けてしまっている部分も多々あるかなと思っております。ぜひそうした要望も含めてどんどん挙げていただいて、今のお話のように、ここの審議会から変えていけるものはどんどん変えていくと。ぜひそういうことから始めたいというふうに思いますので、皆さんもご協力のほど、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。はい、高井委員。お願いいたします。

(高井委員)

お世話になります。にいがた温もりの会の高井です。栗川委員が今触れましたけれども、区にピアカウンセラーを置くというところで、精神分野においては別の所に窓口として置いてあるということなんですけれども、私の勉強不足で申し訳ありません。それはどちらになりますでしょうか。

2点ありまして、もう1つ、またこれも話がかぶるのですけれども、私は精神障がい者の団体として、ここに来させていただいています。新潟市のこういった大事な当事者が参加する会議において、当事者の人にしてはとてもスピードが速いし、かなり資料のボリュームもあるなというところで、参加しづらいという現状をやはり感じました。それと同時に、社会の中で当事者を交えて話し合っていくとか、学校とかお仕事の中で障がい者と一緒に、ともにやっていくということは、本音のところを言えばとても効率が悪いことだと思うのです。もし当事者に寄り添いながらこの議事を進めていくとなると、とても時間的には間に合わないことだろうということも承知しているのですが、できるところの工夫があるならば、お金をかけずにできるところであるならば、ぜひぜひ丁寧に検討してやっていけたらいいなというふうに思っております。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：こころの健康センター)

こころの健康センターの福島です。精神障がい者の相談員については、身体や知的障がいのように国のほうで制度化されていません。今のところそういった制度がなくて、各区に配置できていないと認識しています。今それについては国のほうに要望をあげているところです。そういうところで国の制度がなくて、精神障がいの場合にはこういったものをどうするのかという部分につきましては、今のご説明の中では、各区に配置する相談員とは別に何か制度があるというわけではなくて、まだ制度が、そういったものがないという中で、どういうふうやっていくのかという趣旨の説明であったとように思います。

それにつきましては、われわれ新潟市としては、各支援機関または団体さんのほうに、研修という形でこれまでやってきましたけど、なかなかそれが今実際に、ピアカウンセラーが増えていくというわけにはいかない状況がありますので、一方で、民間の団体さんの中でピアカウンセラーをやろうという方々も増えてきているという中で、これからという

ことにもなるのですが、今までも意見交換とか、一緒に何かやったりということはしてきたのですが、これから、あとでまたお話ししたいと思いますが、当事者の方にも入っていただいて、そういった精神障がい者の方も含めたピアカウンセラーを、どういうふうにやっていったらいいのかということについて、一緒に話し合いながら進めていきたいと考えています。ちょっと振り返りからは、過去の経過からは離れてしまうのですが、そこからそういった方向に考えていますので、今のところはまだ、なかなか精神のピアカウンセラーは難しいけれども、今後は何とか制度を補うといえますか、よりよくするような形の方法を一緒に考えていきたいと思っております。

(有川会長)

よろしいですか。

(高井委員)

ありがとうございます。精神分野においては、現在ピア活動というのは非常に活発になってきたなという印象がありまして、本当に当事者の方が当事者の力でサロンを開いたりとか、そこで相談に応じますというような活動をすでにされている団体が、いくつか私想定できるので、そここのところの後押しを、また新潟市さんのほうでもしていただけたら、大変これから伸びるかなというふうに期待しております。ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。はい、菊地委員。

(菊地委員)

お時間がないところ申し訳ありません。「1 地域生活支援」の中の「サービス基盤の充実」に、一言ご意見をさせていただきます。この中で、グループホームの運営費の補助、特に重度者に向けてということで非常にありがたく思っております。私ども、重度障がい者のグループホームと、強度行動障がい者用のグループホームを運営してるのですが、専門性の高い職員配置、加配した複数のスタッフの体制、それに入所・通所問わずバックアップ体制を構築する必要がありますので、非常にありがたく思っております。今後もこの辺の入所待機者の解消にもつながると思いますので、運営費の補助・充実をお願いしたいなというふうに思っております。

というのは、私どもの法人内外問わず、ぜひこういったグループホームをつくってくれというような要望書が定期的にまいりますので、一言ご意見を述べさせていただきました。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。これは特にいいですか。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい、角田委員。

(角田委員)

にいがた・オーティズムの角田です。よろしく申し上げます。私は、次回でも全然構わないと思っているのですけれども、いわゆる実績報告書的なものがホームページ等に出ているのであれば、それを見られるのですけれども、こあサポートのほうの、とてもたくさんボリュームのあるお仕事を、こあサポートさんは引き受けてくださっていると思うのですが、やはりナカポツと同じ機能を有していますので、ナカポツの場合は、新潟県のホームページにきちんと年度ごとの実績報告があがっています。そういった示し方というか、新潟市がバックアップしている支援のもので、ぜひそこにも力を入れていただいて、どれだけの利用者数・登録者数が今いるのかとか、どういう中身で動いているのかとかというのが、やはり知りたいなと思います。そちらの報告を、要は内容が、ちょっと想像が至らなくて調べたのですけれどもなかったもので、そういった資料が根拠としてあると、新潟市の今の課題というものが、より一層一緒に考えさせていただけるのかなと思ひまして、お願いしたいと思ひます。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。この提案はどうでしょう。要望等になると思うのですけれども。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

今ほどご意見いただきました、実績報告のホームページ等での報告については、担当のほうと相談してきちんとしていきたいと思っております。

なお参考までに、今私持ちで資料を持っているので、簡単にだけお話しさせていただきますけれども、今こあサポートの登録者数が、これまでの累計で1,493人。ちなみに昨年、令和元年度1年間で新たに登録した人は211人おりました。相談ですとか定着の支援を受けた支援の件数といたしましては、トータルで3万3,618件。昨年1年間で4,345件。それから、実際に就職をした件数というのが、これまでの合計で922件。昨年1年間164件というような件数でした。こあサポートができたのが平成25年の10月からなので、平成25年10月から令和2年の3月末までの累計の数値ということになりますので、この辺の公表とかについて、しっかりまとめていきたいと思ひます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい、最上委員。

(最上委員)

パーキンソン病友の会の最上と申します。ページで言うと5ページなのですが、福祉バスの件でございますけれども、6月に運行を再開しましたと、ガイドラインを作成して、それで実績ができていっているかどうかをまず聞きたいのと、私ども、県の上越・中越・下越ということで組織しておりまして、その年間活動というと、運動会だとか、それからいろいろな一泊医療研修というのをやっておりまして、その移動について、今まで民間だとか各個人のマイクロバスを、ほかのところからチャーターしたものを、会員の旦那さんとか

運転してもらって上越まで行っているところでもあります。実績的に利用できるかどうか、運用しているのはそういうのも含むかどうかというのを質問したいと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：羽賀管理係長)

障がい福祉課管理係の羽賀です。福祉バスの件についてお答えいたします。コロナの影響で5月いっぱいまでは休止ということでしたのですが、6月から新しい生活様式を取り入れまして再開をしております。その際はバス、定員のおおむね半数、今40名と二十数名の定員バスが1台ずつありますけれども、1台10名ほどで運行を再開しております。応募のほうですが、ちょっと今、実際の件数は手元にないですけれども、徐々に伸びている状況でございます。

福祉バスの申し込みについてですが、社会参加できるようにということでしておりますので、ご要望があれば、まずこちらに相談していただければ、できるだけ利用できるようにしたいと思っています。ただ、運行区域につきましては、おおむね新潟市内、片道50キロぐらいということをお願いしておりますので、その辺ちょっと相談しながら、距離とかは多少は伸ばすことはできますので、また相談していただければと思います。よろしくお願ひします。

(最上委員)

相談というか、実績はまだないということですね。要は、市内で運行しているものを利用すると。

(事務局：羽賀管理係長)

いえ、実績としては市外の実績もございます。市内いろいろな所、見学箇所あるのですが、なかなか全部行き尽くして、もう少し足を伸ばしたいというお話もありますし、あとは距離を伸ばしたいのですけれども、どうしても1日で戻ってきていただきたい。9時から4時までの運行になりますので、その辺も考慮してさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい。少し時間のほう、押しているところではありますけれども、これはちょっと聞いておきたいということがございましたら。よろしいでしょうか。それでは、この辺りで議事1を終了したいと思います。

(2) 新潟市における障がい福祉の現状について

(3) 障がい福祉に関するアンケート結果について

(有川会長)

議事2、新潟市における障がい福祉の現状についてと、障がい福祉に関するアンケート

結果についてに移ります。事務局のほう、軽減してご報告いただければと思います。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは議事の(2)(3)、新潟市の現状やアンケートの結果について、ご説明いたします。

初めに、新潟市における障がい福祉の現状ということで、資料2のほうをご覧ください。こちらの資料は、新潟市の手帳の所持者の数やサービスの利用状況、それから障がい者就労等の現状を表したものでございまして、基礎データとして計画のほうにどこまで載せるかについては、今後検討して、次回の審議会の際にお示しをしたいと考えております。

初めに、1番の手帳所持者についてでございます。(1)身体障がい者手帳の所持状況ということでございますが、こちらは肢体不自由の割合が全体の過半数を超えておりまして、2番目に多い内部障がいでは、心臓機能障がいの割合が大きいというような状況が見られます。それから(2)療育手帳では、療育Bの割合が全体の約6割と、療育Aよりも若干高くなっているという状況でございます。続きまして(3)精神障がい者保健福祉手帳では、2級の割合が全体の約8割というような状況になっております。

続きまして(4)手帳所持者の高齢者の状況でございますが、高齢者の割合が全体の56.6%となっております。中でも身体障がい者手帳所持者では、高齢者の割合が75.6%と、全体の4分の3を占めているという状況でございます。

続きまして(5)各種手帳所持者の推移でございますけれども、平成22年度から令和元年度までの、直近10年間の手帳所持者数を見ていただきますと、身体障がい者手帳は平成25年度をピークに減少傾向、一方で療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳については増加傾向にあるということで、全体で見ると、平成29年度を除いては、年々手帳所持者数は増加しているという状況でございます。中でも、精神障がい者保健福祉手帳の所持者が、10年前に比べると約2倍と、大幅に増加しているということがわかるかと思えます。

ここで参考資料1ということで、また別の資料をちょっと配布させていただいているのですが、そちらの資料のほうにつきましては、手帳所持者数について、より詳細な資料ということになっております。こちらについては基礎データとして毎回計画に掲載しているものになりますので、次期計画についても、このような資料を引き続き掲載していきたいというふうに考えております。

それでは、資料2のほうに戻っていただきまして、大きな2番。障がい者医療費の推移でございます。(1)が重度障がい者医療費助成、(2)が自立支援医療の更生医療、(3)が自立支援医療の精神通院医療となっておりますが、(3)自立支援医療の精神通院医療では、今ほどご説明したとおり、手帳の所持者数が年々増えていることや、手帳を所持していなくても、条件に該当すればこちらは利用できるということもあつたりすることから、受給者数・医療費ともに、年々大きく伸びているという状況でございます。

続きまして、大きな数字の3番、サービス利用状況でございます。(1)支給決定者数の推移を見ていただきますと、障がい福祉サービスと児童福祉サービスが年々伸びています。一方で、地域生活支援事業についてはほぼ横ばいという状況になっております。児童福祉サービスについては、平成27年度と令和元年度を比較すると、約2.2倍と非常に大きな伸びになっているというところでございます。

それから（２）を飛ばして、（３）主な事業所数の推移でございますけれども、やはり児童発達支援、それから放課後等デイサービスについては、児童福祉サービスの支給決定者数の増加に習い、特に放課後等デイサービスで事業所数が増加をしているというところがございます。また、表の中ほどのグループホームについては、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、35 事業所が増えておりまして、障がい者の地域への生活に大きく寄与しているということがわかるかと思えます。

続きまして、４番の相談等の場所でございます。（１）新潟市障がい者基幹相談支援センターでは、市内４カ所の窓口で、障がい者本人からの相談だけではなく、家族や事業所、企業などからの相談も受け付けながら、相談支援専門員による総合的な相談支援を行っているというところがございます。

それから（２）地域生活支援拠点等では、障がいのある方の重度化・高齢化や、親亡きあとを見据え、障がいのある方の地域生活支援をさらに推進する観点から、既存の社会資源等を組み合わせて活用することにより、地域生活の拠点化を図り、多面的な支援体制を構築しています。なお、私ども新潟市のほうでは、相談という事業と緊急時の受け入れ対応という、２つの機能を整備をしているというところがございます。

続きまして（３）新潟市発達障がい支援センター「JOIN」でございますが、こちらでは保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関と、総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がいに関するさまざまな障がいに対して、専門の相談員が相談支援に当たっているというところがございます。

続きまして、５番の障がい者就労の項目になります。（１）民間企業の状況でございますが、民間企業における障がい者雇用率等について、新潟市については公的な公表データがないので、ここでは全国平均と新潟県のデータを掲載をしております。

まず、民間企業における障がい者雇用率では、新潟県は、令和元年度は全国平均を若干上回っているものの、全国の順位で見ると 34 位といまだ順位が低く、法定雇用率にもまだ達していないという状況のため、さらなる周知啓発が必要だというふうに考えています。

それから、（２）就労者数および工賃でございますが、福祉施設からの一般就労者数を見ると、令和元年度の実績は 129 人となっております、毎年約 130 人前後の利用者が、福祉施設から一般就労しているということがわかります。新潟市障がい者就業支援センターこあサポート登録者の一般就職者数については、令和元年度実績は 154 人となっております、毎年約 150 人前後の登録者が一般就労しているというところがございます。

続いて、ちょっと表をとばして、障がい者施設利用者の、１人当たりの月額平均工賃額では、就労移行支援については減少傾向にありますけれども、就労継続支援 A 型および B 型については、増加傾向にあるという状況です。特に就労継続支援 A 型では、平成 25 年と令和元年度を比べると、月額平均工賃額が約 2 万円増加をしているというところがございます。新潟市における障がい福祉の現状については以上になります。

続きまして、障がい福祉に関するアンケート結果についてご説明いたします。今回、計画を策定するに当たりまして、２つのアンケートを行いました。１つが、障がい者全般に関するアンケートで、このアンケートの結果が資料の 3-1 になります。もう 1 つが、障がい児福祉計画策定の参考にするため、障がい児を対象に行ったもので、この結果は資料の 3-2 になります。私のほうからは資料の 3-1、障がい者全般を対象としたアンケート

ト結果について説明させていただきまして、資料3-2、障がい児を対象としたアンケート結果については、こども政策課のほうから説明させていただきます。

それでは初めに、資料3-1をご覧ください。初めに(1)のアンケート概要でございます。今回の調査の対象者は、障がい者手帳等を所持している皆さんを対象として、身体・知的・精神・発達・難病の5種類について、それぞれ1割の方を無作為に抽出して、延べ4,966人の方に調査を行いました。調査期間は令和2年8月7日から8月28日までの3週間。調査方法は調査票を郵送し、回答を頂くという形で行いました。回収率は47.2%ございました。

続いて(2)項目別の回答状況について、全部で18の質問を行ったのですが、1つずつ簡単に結果をご説明いたします。初めに「問1 あなたは普段の生活で誰から介助・支援を受けていますか」という質問です。回答の傾向は前回の調査とほとんど同じでございます。介助・支援を受けていないとご回答された方が最多となっております。続いて配偶者、施設職員、子、母、父などのご家族といった方々から介助・支援を受けている方が多いという状況でございます。

続いて2ページをご覧ください。「問2 あなたは普段、平日の昼間を主にどのように過ごしていますか」という質問です。前回の調査と比較できるように、前回のグラフと今回のグラフを載せておりますけれども、回答の傾向としては前回の調査とほとんど同じで、特に何もしていないというのを回答された方が最多となっているところでございます。状況については、割合分布はあまり変わってないのですけれども、特に何もしていないという方の割合が、前回よりも2.9%増加をしているというところでございます。

続いて「問3 あなたが現在利用している福祉サービスは何ですか」という質問でございます。前回調査事項に、新しい福祉サービスが始まったので、自立生活援助と就労計画支援については、選択肢を新たに追加をしたというところでございます。回答の傾向は前回とほとんど同じでございます。補装具費支給・日常生活用具の給付を回答された方が最多となっております。施設入所支援、それから日中一時支援、短期入所、生活介護、移動支援などの回答が若干減少しております。居宅介護、地域活動支援センター、訪問入浴、グループホームなどの回答が増加をしています。施設入所支援が減ってグループホームが増加した結果については、本市として重度障がい者に対応したグループホームの整備に力を入れてまいりましたので、その影響が出ているものと考えております。

続いて「問4 新潟市の障がい福祉施策の中で、あなた自身が改善ないし拡充してほしいと思うことはありますか」という質問です。回答の傾向は前回とほとんど同じでございます。経済負担の軽減を回答された方が最多ということになっております。その次に相談支援体制、道路・交通・建物のバリアフリーと続きますが、前回の調査と比べると、この相談支援体制と道路・交通・建物のバリアフリーの順番が逆転をしているというところでございます。相談支援体制や防災対策などの割合も増加しているということもございますので、こういった背景には、やはり昨今多発している地震や大雨などの大規模自然災害や、インフルエンザや新型コロナウイルスの流行等が影響しているのではないかと考えられます。

続きまして「問5 あなたは将来どのような場所で暮らしたいと思いませんか」という質問です。前回調査と同様、自宅を回答された方が最多となっておりますが、割合を見ると

2.5%ほど減っております。ただ、いまだにやはり70%を超える方が、将来自宅での暮らしを望まれているということがわかります。

続いて「問6 あなたは障がいを理由として差別・暮らしにくさを感じたり、嫌な思いをしたりすることはありますか」という質問ですが、あると答えた方が1.5%減少し、ないと答えた方が2.1%増加をいたしました。障がい者差別解消法の施行や、私ども新潟市における共に生きるまちづくり条例に関連した、共生社会の実現に向けた取り組みなどによりまして、少しずつではありますけれども、社会全体の意識が上がってきている影響が出ているのかなと思っております。

続いて「問7 あなたは普段の生活や利用している福祉サービスで不便を感じていますか」という質問ですが、普段どのようなことに対して不便を感じているのか実態を把握してニーズを掘り起こしたいということで、新たに設けた質問でございます。結果を見ますと、不便を感じているという方が16.9%、感じていないという方が68.4%でございました。感じていると回答した方の主な意見としては、どこへ行くにも移動するのが大変といった意見や、自分が希望する福祉サービスが利用できないといった意見が挙げられていました。

続いて「問8 あなたの現在のお住まいの区はどこですか」という質問で、これは各区の人口比率とほぼ同じ結果ということで、前回とあまり変わっておりません。

続きまして「問9 あなたの年齢を教えてください」という質問ですが、これは割合はそんなに大きく変わらないのですけれども、65歳以上の方が前回調査に比べて徐々に増加しているというのが、高齢化の影響が出ているのかなと思われるところでございます。

「問10 あなたの性別を教えてください」という質問については、これも割合は前回と大きく変わっていることはなく、ほぼ半々でございました。

続きまして「問11 あなたが手持ちの手帳の種類と等級について教えてください」という質問で、割合は大きく変わっていないのですけれども、身体の手帳が3.8%減少して、手帳を持っていないというのが4.9%増加をしております。手帳の種類ごとの内訳を見ると、身体のうちでは、肢体不自由の方が54.4%と最も多く、約半数を占めておりまして、次いで内部障がい、視覚障がい、聴覚または平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいの順となっております。

それから療育手帳のほうにつきましては、療育Aが43.7%、療育Bが55.9%ということで、手帳Bの方がやはり多くなっているということでございまして、精神障がい者保健福祉手帳につきましては、2級が77.2%ということで、やはり2級の方が8割近くを占めているという状況でございます。

続きまして「問12 あなたの現在の住まいは次のどれでしょうか」という質問ですが、持ち家が68.1%と、大部分を占めております。また特徴的なものとしては、グループホームの割合が若干ではございますが、0.7%増加しておりまして、やはり先ほど説明したとおり、グループホームの整備が進んできたというところの影響が出ているのかなというふうに考えております。

続いて「問13 あなたが現在一緒に住んでいる方はどなたですか」という質問ですが、これは前回調査とほぼ同じで、配偶者・子・母という順番になっております。

続きまして「問14 あなたが得ている収入源は次のうちどれでしょうか」という質問で

すが、これも前回調査と同じ結果で、年金手当というのが圧倒的に多いという状況になっております。

続いて「問 15 この調査票の回答と記入はどなたが行いましたか」という質問ですが、これも前回調査とほとんど同じで、自分自身が回答して記入が 62.8%で最多。自分自身が回答して家族や介助者が記入の 11.0%と合わせると、ご本人による回答の割合が 74.8%となっております。

続いて「問 16 新潟市の今の障がい者施策全般について、あなたの満足度を 100 点満点で表すと何点になるでしょうか」という質問ですが、平均点で見ると 3.2 点増加をしております。今回は平均点 71 点というところでもございました。この 3.2 点の上昇というのは、前回の調査のときに 1.1 点の上昇であったということですか、今回のアンケート結果で 80 点以上の割合が、合計 6.3%増加しているというところから、この 3 年間の取り組みというものが、一定程度評価されているのかなというふうに思っているところでございます。

続いて「問 17 あなたが今お住まいの地域で安心して生活していくために必要なことはありますか」という質問です。この質問は親亡きあとを見据え、重度化・高齢化した障がい者や、施設から地域生活への移行を希望する障がい者が、引き続き住み慣れた地域で生活していくためにどのような支援が必要か把握することを目的に、新たに設けた項目でございます。結果といたしましては、困ったときに相談できる場所を回答された方が 21.8%と最大になっておりまして、次いで、気軽に通える場所、その他働く場所の順になっております。

問 4 の「新潟市の障がい福祉策の中で、あなた自身が改善ないし拡充してほしいと思うことはありますか」というところの結果でも、相談支援体制の割合が増加していたことから、やはり住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、相談支援体制の確保・充実というのが重要であるというふうに考えております。

最後に「問 18 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の認知度」という質問です。結果は前回調査とほとんど同じ結果となっております。また、「知っている」が 15.5%、「知らない」が 79.4%ということで、依然としてこの条例を知らないと回答される方が約 80%を占めていますので、引き続きこの条例の周知啓発に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

障がい者全般を対象としたアンケート結果については、以上になります。続いて障がい児を対象としたアンケート結果については、こども政策課のほうから説明いたします。

(事務局：日根こども政策課長)

こども政策課の日根と申します。続きまして、障がい児を対象としたアンケートの概要および結果について、説明をさせていただきます。それでは、本日お配りいたしました資料 3-2 をご覧ください。

初めに(1)アンケート概要です。アンケートの対象者は、市内の特別支援学校、通級指導教室、特別支援学校の児童・生徒、および新潟市立児童発達支援センター、新潟県はまぐみ小児療育センターの利用者となっております。障がい者へのアンケートと同様、対象となる方のおおむね 1 割となるよう抽出し、今回の対象者は 566 人となっております。

調査期間は本年の7月14日から9月18日までで、各学校やこころん、そしてはまぐみにご協力をいただき、アンケートを配布・回収いたしました。回収率は76.5%と、前回よりも10ポイントほど向上しております。アンケート対象者の内訳は、表のとおりとなっております。

続いて、項目別の回答状況について説明をさせていただきます。今回のアンケートは平成29年度に続き2回目となりますが、アンケートの選択肢や集計方法など、若干変更した箇所があるため、前回の結果を明記しておりませんので、ご了承をお願いします。

初めに「問1 お子さんの障がいや発達課題に気づいたきっかけは何でしたか」という質問です。学校関係、こころん・はまぐみとも、あなたを含む家族による気づきが4分の1以上を占めています。また、学校関係では保育園・幼稚園の現場、こころん・はまぐみでは保健センターで実施する健診が多くなっており、学齢期に入る前に把握される事例が多い状況となっております。

続いて「問2 あなたやお子さんは、現在どこに（誰に）相談をしていますか」という質問です。学校関係では病院・クリニックという回答が最も多く、学校・園が続いている状況です。かかりつけの病院等を相談先に選んでいる方が多数となっております。また、こころん・はまぐみでは、これが当然かもしれませんが、こころんと回答された方が多く、病院・クリニック、学校・園と続いています。

次に「問3 お子さんが自宅や地域で生活していくためにはどのような支援が必要ですか」という質問です。選択式ではなく自由意見の集計のため、ご意見の内容をカテゴリー別に分類して整理しましたところ、学校関係では、周りのサポートや見守り、こころん・はまぐみでは、施設の充実が最も多く挙げられていました。また、それぞれに共通して、障がいに対する周囲の理解が2番目に多くなっており、周囲の理解が必要と考えている方が多数存在しているということがわかります。

続いて「問4 お子さんは福祉サービスを利用していますか。また利用したことがありますか」とについては、学校関係では約半数が、こころん・はまぐみでは8割以上が、利用している、利用したことがあると回答をしています。

問4-2になります。問4-2「利用している（していた）福祉サービスは何ですか」についてですが、学校関係では、放課後等デイサービス、児童発達支援がほぼ同数、こころん・はまぐみでは、児童発達支援が多数となっております。

次に問4-3、利用したことがないを選んだ方にお聞きした部分ですが、その理由を尋ねましたところ、学校関係では、利用する必要がないという方が約6割、サービスを知らない方が約2割と続いています。一方、こころん・はまぐみは、サービスを知らない方が約4割で、利用する必要がない、またはその他と回答された方が約3割という結果となっております。

続いて「問5 学校にお子さんが通ううえで、あなたが求めることを教えてください」とについては、学校関係、こころん・はまぐみとも、障がいや発達課題などに対する周囲の理解と配慮が最も多くなっており、学習支援等のサポート、障がいや発達課題などに合わせた環境の整備が続いています。

続いて「問6 今後お子さんが学校を卒業したあとの日常生活または社会生活を送るために、どのような支援が必要だと思いますか」という質問です。自由意見をカテゴリー分

けたところ、学校関係、こころん・はまぐみとも、職業訓練が最も多い回答となりました。2番目以降はそれぞれで多少の違いがありますが、おおむね同じような順位となっています。

続いて「問7 お子さんやあなたが暮らしやすいまちをつくるために必要なもの、その他ご意見やご要望はありますか」についてです。こちら先ほどの問6と同様、自由意見の回答となりますが、カテゴリ別で見ますと、学校関係、こころん・はまぐみとも、障がいに対しての周りの理解が最も多くなっており、2番目以降はすべてで同じようなご意見を頂いております。

続いて「問8 お子さんの現在のお住まいの区はどこですか」についてですが、学校関係では北区が、こころん・はまぐみでは東区が多数となっています。地域に偏りが出ないよう、対象校を抽出しましたが、北区の学校からの回答率が高く、結果としてこのような形となりました。こころん・はまぐみについても、利用者にランダムに回答を頂いたところですが、東区、中央区が多数となりました。

続いて「問9 お子さんの学年(年齢)を教えてください」ですが、学校関係では小学校1年生から小学校3年生まで、まんべんなく回答を頂いております。こころん・はまぐみについては未就学児が多数となっており、とりわけ就学前の年長が4割を占めている状況です。

続いて「問10 お子さんが利用している学びの場を教えてください」という質問です。学校関係では、特別支援学級(自閉症・情緒障がい)および特別支援学級(知的障がい)が合わせて7割を占めています。またこころん・はまぐみでは、児童発達支援センター・事業所が94%となっています。

続いて「問11 お子さんが交付を受けている手帳や受給者証の種類を教えてください」についてですが、学校関係は交付を受けていない方が最も多い状況で、こころん・はまぐみでは通所受給者証を所持している方が最も多く、療育手帳が続いています。

最後に「問12 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例をご存じですか」という質問については、学校関係、こころん・はまぐみとも4分の1を割り込んでおり、理解の促進が十分でない状況がうかがえます。私からの説明は以上となります。

(有川会長)

ありがとうございました。ちょっと議事の進め方で提案させていただきたいのですが、ただいまのお話は、基本的には現状の数値の説明と、それに対して施策を進めていって、現状としてはアンケートということだと思いますので、これらを踏まえて、このあとの骨子ですとか計画に恐らく関連してくる話になるかなというふうに思いますので、本来であれば、ここでご意見・ご質問等を頂く流れになるかとは思いますが、議論の時間を十分取りたいと思いますので、そのあとのところの骨子のところで、また今のご報告に関するご意見・ご質問等を頂くという進め方にしたいんですけども、いかがでしょうか。はい、栗川委員。

(栗川委員)

私、ちょっと中座させてもらうもので、ここで1つ質問がしたいのですが。

(有川会長)

承知しました。では、栗川委員、質問をお願いします。

(栗川委員)

申し訳ありません。ちょっと中座をさせていただきますので、今のところに関してだけ質問をさせていただきたいと思います。3点あります。

まず資料2の現状のところの、障がい者雇用のことなのですが、就労とといいますか、先ほど課長さんがご説明されたように、新潟市に統計がないので、県の数値をとということでおっしゃっていましたが、やはり新潟市の施策を考える上で、実態がどうであるかということは非常に重要で、そういう点では、ここでの話にはならないのかもしれませんが、やはり新潟市としての障がい者雇用の実態を何らかの方法で把握して、それに基づいて議論ができたらということを思います。併せて、民間企業の雇用がここに書いてありますけれども、政令市ですので、確か新潟市、市役所や教育委員会については統計があると思いますので、ある統計については出していただければというのが資料2に関しての1点目です。

それから、資料3-1と2に共通することなのですが、これも今日の最初のお話ししたのとちょっと関わるのですが、事前にワードのデータで頂きましたけれども、ほとんど読めませんでした。問いだけがわかって、回答がわからない状態で。今日来ましたら、点字のほうにある程度書き込んでいただいたので、この場で把握できましたけれども、電子データでグラフ等々対応されている場合は、視覚障がいのある者はほぼ読めないんだなという認識をしていただいて、これは多分、今後の例えばさまざまなウェブ上での情報提供とか、そういうときに引っかけにくくなることにもなると思いますので、見やすさからいうとグラフとかがいっぱい入っているのはしょうがないのかなとは思いますが、それに対する補足とといいますか、何らかの形で文字情報的に入れ込んでいただけると、僕なんかも読めるようになるということで、その辺の電子データの提供の仕方みたいなのもちょっと研究していただけるといいかなと思います。

それから3点目は、資料3-2の障がい児に関してですけれども、こういうアンケートをとっているんだと思って、子どもたちはどういうふうに答えているのかなと思って、設問を読み出したら「あなたのお子さんは」と始まっていて。何だ、これは保護者アンケートなんだということが、中身を読んでわかりました。障がい児に対するアンケートと、障がい者の保護者に対するアンケートというのは、親が子どものいわば代弁をするという側面は確かにあるし、そういうこと自体を否定するつもりは全然ないんですけども、ただ、例えば子どもの権利条約の子どもの意見表明権とかいろんなことを考えると、やっぱり子どもは子どもとして独自の意見なり考えがあって、親とは違ってくるという場合もあると思うんですね。年齢やいろいろなことで難しい面もあると思うんですけども。少なくともこのアンケートは保護者アンケートなのではないかなということで、その辺は峻別したほうがいいのではないかと思います。

障がい者の自立生活運動なんかの場合は、やっぱり例えば自立しようというときに親が邪魔したみたいな話が結構あるので、そういう点では大きくなればなるほど、思春期とかになると親との違いというのがだんだん出てくると思いますので、そういう点では保護者

へのアンケートなんだということで押さえてもらったほうがいいのかなというふうに思います。

ただ、その中身は非常に興味深くて、問6とか7とかで、要望している中身が「周囲に対しての理解」ということを強調されています。そういう点では、このことはほかの施策を障がい児、例えば教育やいろいろな施策をする上で、やはりすごく大事な視点をこのアンケートは示していると思うので、これは次回以降の議論の中でできればなというふうに思います。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。特に1点目についての答は…。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

1点目の雇用の数字については、委員のおっしゃるとおりでございまして、新潟市のハローワークの管轄がいくつかにまたがっているので、新潟市の全体の数値の、要するに公的な、表に出せる、公表できる正式な数値というものが無いということで、今回、この資料のほうには記載をさせていただきませんでした。あくまでもハローワーク新潟管内の数値ということであれば、私どもはその数値のほうを押さえておりますので、あくまでも参考の数値として、委員の皆様の方にはお知らせさせていただきたいと思っております。今ちょっと時間の関係もございまして、いずれも先ほどの県の数値と比べると、県の数値を下回っているという状況でございまして。

それから新潟市役所における障がい者の雇用率については、令和2年の時点で、市長部局が2.2%、教育委員会が2.44%というふうに把握をしております。以上でございまして。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。今栗川委員のご意見の中にも、情報アクセシビリティの話が入っていて、この辺りが例えばこのあと少し議論になる、骨子とか計画というところにどう反映されていくのかということも含めて、今のご質問はぜひ私たちは理解しておきたいなというふうに思います。このあとの議論のところでも、少しこの点もしあるようであれば、少しご説明いただければというふうに思っております。

それでは議論の進め方を少し変更させていただきますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(4) 第4次新潟市障がい者計画について

(有川会長)

それでは、議事の4、「第4次新潟市障がい者計画について」に行きます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは議事4、第4次新潟市障がい者計画について、説明させていただきます。資料のほうは、資料4になります。

基本的には前回の施策審議会の際にもご説明したとおり、現行の計画を継承することを基本としながら、国の計画、本市の状況を踏まえ、作成をした骨子ということになっております。初めの第1部の総論については、具体的な文章案については次回の会議のほうで提示をさせていただこうと思っておりますけれども、特に3番の基本理念および基本目標のところにつきまして、前回の審議会のほうで委員からご意見がございましたので、「障がいの有無に分け隔てられることなく」というような表現を入れた形で修正をしたいというふうに考えております。

それから、障がいのアンケートの結果については、最後の8番「新潟市における障がいのある人のニーズ」というところに総括した結果を記載して、細かな回答についてはあくまでも参考資料ということで、資料編に掲載をしたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、第2部の各論のほうになりますけれども、今の現行の計画との変更点についてご説明していきたいと思っております。初めに1番「地域生活の支援」の項目の(1)相談支援体制の充実について、まず「現状と課題」の1段目、障がい者基幹相談支援センターに関する内容を、追加をしました。27年度にこの基幹相談支援センターを設置して以降、多種多様な相談に対応しているという状況を踏まえたところでございます。また、基幹相談支援センターについては、相談支援体制の中核的な役割を担っているというところでございます。

「施策の方向性」につきましては、同じ欄の次のページの一番上ぐらいにあるんですけども、平成30年度に整備をしました、夜間休日相談支援事業について内容を追加いたしました。基幹相談支援センターとの連携で、24時間365日の相談支援体制や緊急時の訪問支援、受入体制を構築して、地域生活支援拠点として位置付けましたので、引き続き継続をしていきたいというふうに考えております。

また、同じページの3番目になりますけれども、平成27年度に、ひしのみ園と幼児ことばところの相談センターの業務を引き継ぎ開設をされました、児童発達支援センターに関する内容を、追加をいたしました。こちらの児童発達支援センターのほうでは、本市の療育事業の中核的な機関としての役割を担って、通所支援や地域支援、発達相談、計画相談などを実施しているというところでございます。

続きまして(2)在宅サービスの充実ですけれども、「現状と課題」の二段目、利用者の高齢化や重度化に伴うサービス量の増加や、介護者の高齢化などにより、緊急的ないろいろなニーズが高まっている現状を踏まえて、内容のほうを一部修正をいたしております。

続きまして(4)サービス基盤の充実になります。サービス基盤の充実の「現状と課題」の一段目と「施策の方向性」の四段目になりますけれども、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する内容を、追加をいたしました。包括的な支援が行えるように、当事者や家族を含む関係者による協議、連携や人材育成に取り組んでいきたいと考えています。

続きまして(5)地域生活を支える人づくりでございまして、この「施策の方向性」の一段目について、これまでも実施しております、障がい者相談員設置事業に関する内容というものを、こちらのほうにも追加をさせていただきました。

続いて(6)スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援になります。こちらは国

の障害者計画のほうで、新たに障がいを通じた多様な学習活動の充実というものが内容に盛り込まれたことに対応いたしまして、「現状と課題」の三段目、それから「施策の方向性」の五段落目について、障がい者の生涯学習に関する内容を、それぞれ新たに追加をしたというところがございます。

続いて（7）情報提供・意思疎通支援の充実というところになります。「現状と課題」の二段目について、平成31年4月に施行した、新潟市手話言語条例に関する内容を、新たに追加をいたしました。手話言語条例の施行を踏まえまして、手話の普及啓発に取り組むとともに、聴覚障がい者だけではなく、障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に対して、一層の支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。今ほど栗川委員のほうからご意見を頂いた点につきましては、施策の方向性の三段目、四段目の辺りに記載をしているところがございますけれども、何かさらに追記したほうがいいということがあれば、ご意見いただければと思っております。

続きまして（8）災害時支援体制の整備でございます。こちらは現行の計画において「生活環境の整備」という項目の中に「防災対策および災害時支援体制の整備」という項目があるのですが、この災害時支援体制の整備に関する部分というものを、この1番の「地域生活での支援」というところに動かして、新しい項目として起こしたというところがございます。また「現状と課題」の一段目、それから「施策の方向性」の一段目について、大規模自然災害の発生ですとか感染症といった現状を踏まえて、そのような状況の中でも必要なサービスが、また必要な支援がしっかりと行き届くように努めるという施策の方向性を、内容として追加をいたしております。

続きまして「2 保健・医療・福祉の充実」の（1）障がいの予防と早期の気づき・早期の支援ですけれども、これは「施策の方向性」の三段目について、こころのほうで令和2年1月から新しく開始をした、保育所等訪問支援事業について、内容を追加をしたというところがございます。

続いて（2）（3）をとばして（4）難病に関する保健・医療施策の推進ですけれども、こちらは、私ども新潟市の現行の計画には項目がなかったので、項目を新たに追加をしたというところがございます。平成25年度の障害者総合支援法の施行によりまして、障がい者の範囲に難病が加わり、対象となる方は手帳の所持の有無にかかわらず、障がい福祉サービス等の受給が可能になっているというところがございます。

続きまして3番、「療育・教育の充実」です。こちらについては大きな変更点はないのですが、引き続き発達障がい支援センターの「JOIN」、それから「こころん」を中心に、発達支援への充実を図るとともに、市内の保育所等における受け入れ体制の整備に取り組んでいきたいというふうに思っております。また、学校教育の現場においては、合理的配慮の提供を念頭に、児童・生徒1人1人の特性やニーズに応じた指導・支援の充実に努めていきたいと考えております。

続きまして大きな4番、「雇用促進と就労支援」の項目にまいります。（1）雇用促進と一般就労の支援ですけれども、「現状と課題」の欄につきましては、四段落目、あぐりサポートセンターに関する内容を、追加をいたしました。平成27年4月にあぐりサポートセンターのほうを開設して、農業分野での就労の場を創出、障がい者が働ける職域の拡大、能力と適性に応じた雇用の場に就けるように、今支援を行っているという現状でございます。

「施策の方向性」では、三段目になりますけれども、平成30年10月から新しいサービスとして、就労定着支援事業が始まりましたので、この内容を追加をさせていただきました。まだ新しいサービスで、提供事業所が限られているので、この定着支援に係る必要性というものを重視しながら、事業所の参入を働き掛けていきたいというふうに考えております。

続きまして大きな5番、生活環境の整備の項目になります。5の(3)緊急時支援体制の整備というところになりますけれども、先ほど説明したとおり、現行の計画の中では「防災対策および災害時支援体制の整備」ということにしておりましたが、「災害時支援体制の整備」が、先ほど説明したように、1番の「地域生活の支援」の中へ動きましたので、残った「防災対策の整備」については「緊急時支援体制の整備」というものに項目名を修正いたしました。「現状と課題」では三段目に、Net119緊急通報システムという内容を追加しております。このNet119緊急通報システムは、令和2年7月から新たに消防局のほうで導入したもので、聴覚や言語機能障がいなどによって音声による119番通報が困難な方が、スマートフォンなどの通信端末から簡単な画面操作で通報ができるシステムでございます。まだ新しく導入した制度で、利用に当たって事前登録が必要なので、周知に向けて取り組んでいきたいと考えています。「施策の方向性」のほうについては、緊急事態や緊急事態時の通報体制、支援体制について、この「現状と課題」を踏まえた方向性を新たに追加したというところでございます。

続いて(4)の犯罪・消費者トラブルの防止ですけれども、「施策の方向性」の二段目の真ん中ぐらいから下になりますけれども、障がいのある人の消費者被害の未然防止に関する内容を、新たに追加したというところでございます。31年2月に、新潟市消費者安全確保地域協議会というものが設置されましたので、未然防止を図る取り組みに努めていきたいというところでございます。

続いて大きな6番、障がいを理由とした差別の解消および権利擁護の推進の項目になります。(1)障がいを理由とした差別の解消の推進ですけれども、「現状と課題」の2番目、共に生きるまちづくり条例に関する内容を、追加をしたというところでございます。これは平成28年4月にこの条例を施行しましたので、それに合わせて「現状と課題」を修正しております。

続いて(2)権利擁護の推進ですけれども、国の計画のほうで、新たに意思決定支援の推進というものが内容に盛り込まれましたので、私どもの「施策の方向性」の2段目について、内容を追加をしたというところでございます。障がいのある人の意思決定の支援に配慮をしつつ、必要な支援等が行われるように取り組んでいきたいと思っております。

続いて(3)障がいと障がいのある人に対する理解の普及ですけれども、こちらの「現状と課題」の一段目と「施策の方向性」の一段目と二段目について、共に生きるまちづくり条例の認知度や、関連事業の今後の取り組みについて、内容を追加をいたしました。認知度向上だけにとらわれず、広く障がいのある人への理解を深める取り組みというものに努めていきたいと思っております。

それから次が大きな7番、行政等における配慮の充実になります。(1)が選挙等における配慮等、(2)が行政機関等における配慮および障がい者理解の促進等ですけれども、こちらが私どもの現在の計画において項目がなかったもので、それぞれ項目を新たに追加をして、大きな7番、行政等における配慮の充実として新たに設置をしたということになります。

す。選挙や行政機関等の窓口での対応において、障がいがある方がその権利を円滑に行使できるよう、必要な環境の整備に取り組むとともに、障がい特性に応じた合理的な配慮の提供に努めたいと思っております。

最後、第3部の「計画の推進に向けて」については、こちらは現行の計画を継承した形を考えておまして、具体的なことについては、次回お示しをしたいというふうに考えております。

こちら、第4次新潟市障がい者計画の骨子については、以上でございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。角田委員。

(角田委員)

よろしくお願ひします。9ページですね。保健・医療・福祉の中の「施策の方向性」の3番目「児童発達支援センターころんにおいて」というところからの説明のところ、先のアンケートの中のもの非常に大事になってくるので、実はさっき、時間の関係でちょっと発言できないですが、たくさんあります。アンケートを見ていて、非常に時間を別にとって「こういうふうにアンケートをとってみてはいかがでしょうか」ということは、私もちょっとまとめてからお伝えできればなと思うんですが、ここに掛かってくると思います。つまり、はまぐみ・ころんといった所を利用するお子さん、あるいは特別支援学校、特別支援教育と名前が付く所を利用している子どもたちではない、いわゆるまだそうではないと思いたい、気づけないというような子どもたちは、手帳を所持しませんね。それで療育手帳とかの中には反映されてこないはずなんです。そして、そのあとにちょっと大きくなって、就職のあたりまで来ると手帳が必要だということに来て、精神の手帳を取るところで、精神障がいの福祉手帳ということに書かれてくる。そんなふうな流れがあるので、見えていない部分なんです。早期の気づき。これから保育所等訪問支援がやらねばならないところはそこなんだと思うんです。

なので、言葉や発達に遅れの見られる子というのは、これまでのころんのターゲットというか、ど真ん中の子どもたちだったと思います。発達支援に関わらないと言ったらいいんでしょうか、そこの中にはいなかった。そういう子どもたちのことを書きぶりとして表現しなければいけないと思うので、ここをもう少し書き方を変えていただいて、何が問題かという、社会性の課題を抱えているという子どもたちを早期に気づいて、しかるべく支援を提供していきたいところが盛り込まれると、保育所等訪問支援の意味が保育園だけではない、学校にもお邪魔させていただきますと。途切れのない支援というのがどういうものなのかということがそこにうたわれていくと、非常に良いものになるのかなと思いましたが、そこをちょっと加えていただけたらなと思います。

それから、課長さんがおっしゃったこれから資料2のほうの福祉の現状、このままアンケートの数値を取っていかれるということをおっしゃっていたので、できれば、療育と精神しか手帳がないので、発達の手帳がないので、数値をどうやって引き出したらいいのかということが、じゃあ要らないのかとそうではなくて、身体障がいの人たちのアンケート

には知覚、聴覚、咀嚼、それから内部障がいというのに細かく分かれてあるんですね。療育手帳を取るときは IQ で取りますので、そこに診断名を書かないことが多いと思うんですけど、精神の手帳を取るときには必ず診断名が必要だと思います。診断があつて手帳を取りに行くと思いますので、アンケートをとるときに精神の手帳のほうには、診断名に丸をするとか、そういうことで発達障がいの何かを持っているということも、数値に置き換えられるのではないかと思います。

そして「保護者アンケートではないですか」とおっしゃった言葉がとても印象的だったんですけども、アンケートをとるときに、者のほうのアンケートも同じですね。本人が伝えられるという前提の人を対象としているのか、本人はまったく言葉を有していないので、アンケートに答えられないレベルの子どもたち、大人になってるわけですが、その人たちとは分けたアンケートをとるべきだと私は思います。そうでないと、グループホームがどれだけ必要なかといったときの重さ、それから支援の層、そういったものがアンケートからやっぱり浮いてきてほしいなと思うんですね。どれだけの重さがあるかということに、それを数字に表せるのがアンケートだと思うので、その点も今後、アンケートのとり方というところをもっと有機的なものというか、そういうものを目指してもらえたらと思います。要望になるんですけども、お願いします。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ありがとうございます。最初のご意見については、確かにおっしゃるとおりだなというところがございますので、関係する子どもの内訳ですとか、どのような形で表現するか、ちょっと検討したいと思います。

後半のアンケートの話も、確かにそのとおりで、私どもの今回「者」を全般にとったアンケートについては、ご本人もしくはご本人の意思で書いたのか、そうじゃないのかというのはアンケートでとっているもので、そこをクロス集計することで、もしくは「今、介助を受けている、受けていない」というところのクロス集計をすることで、介助を受けていない人は、将来ここで暮らしたいと思っている人が多いとか、そういう分析ができるかなと思っておりますので、そういったところもちょっと考えてみたいと思います。ありがとうございました。

(有川会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうかね。それでは、富田委員。

(富田委員)

12 ページのところ、ペアレントメンターとかペアレントトレーニングという言葉が出てきたので、それについてなんですけれども、去年実績としてどういったところ、今までの資料を見ていると、やはりころんとか就学前のほうが多かったような気がするんですけども、具体的にどういうふうなところで活動されていたのかなということが 1 点です。

そして2点目として、ペアレントメンターとかペアレントトレーニングは、就学前だけではなくて、ある程度子どもが大きくなったときもすごく大事だと思うんですね。思春期の強度行動障がい児とか、あと事業所に入ってからとか、就労してからでもそうです。通えなくなって、家で暴れてしまっているような状況の方の多くは、やっぱり親御さんの対応の仕方というか、私もそうだったのですごくわかるんですけど、やっぱり障がいがあるからということであつまでも子ども扱いしたりとか、べたべたしちゃう。思春期の男の子なんて、一番母親がうざいのに、母親はそれがわからないで一生懸命べたべたしてしまうんですね。そういったことは、相談員さんも言いにくいと思いますし、学校の先生とか支援員さんとも言えないですね。そういったところを、例えば支援会議とかモニタリングの中に、ペアレントメンターさんが同席して一言言ってもらおうとか。とても素晴らしい立場の方だと思うので、是非活用していただけるといいかなと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。かなり具体的な提案だと思いますけれども。

(事務局：織田島就労支援係長)

就労支援係の織田島といいます。よろしくお願ひします。ペアレントトレーニングとかペアレントメンター事業に関しては、JOINのほうでさまざまな研修ということを、家族や関係機関に対して行っています。ペアレントトレーニングに関しては、新潟県RISEと共催で予定していたんですけども、今回コロナの関係で、講師の先生をお呼びすることができず、企画というところで終わってしまいました。ペアレントメンターについても、フォローアップ研修とかを予定していたのですが、こちらのほうはさまざまな講座とか家族に向けてといったところは、今後も検討していきたいと思ひますので、JOINのほうにそのような意見を伝えていきたいと思ひております。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

あと、今ご意見いただきました就学前というところだけではなくて、やはりいろいろなところでペアレントメンターとかというのは、今必要性が叫ばれているというか、重要な位置付けになってきていると思ひますので、関連するところ、さっき言った障がい者相談員というような立場でのピアカウンセラーみたいなことは、今相談のところに入っているんですけど、そういったことにいっしょくたとせず、何かこういうものが書き込めるかどうか、ちょっとそちらまたこれから伝えて、検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。メンターは結構、養成の部分もかなり難しい課題がたくさんありますので、積極的にこういうものに取り組んでいくという姿勢がとても大事だと思ひております。ほか、いかがでしょうか。はい、広岡委員。

(広岡委員)

自立支援協議会の広岡です。(2)の新潟市における障がい福祉の現状についての、7ページにありました、障がい者利用者の1人当たりの月額分の平均工賃についてなんですけれども、ほぼほぼ市のほうの就労スタンスでも、A型、B型が多いかと思えます。ここの現状を見ると、就労A・Bではほぼ右肩上がりで工賃は上がってきたんだと思うんですけど、昨今のこの新型コロナウイルスの影響において、就労福祉サービス事業所の授産品の販売ですとか事業所の委託事業、こういったものがすごく現況減っています。その仕事が減るということは、すなわちもらえる工賃も下がるということで、非常に多く各就労支援事業所、特にB型のあたりから「下がった」「仕事がなくなった」というような声を多く聞いています。

就労事業所も、目標工賃達成員とかいろいろな方が頑張っているんですけど、日本の経済全体がこういった中で低下している中で、事業所だけでは工賃を上げるというのは難しい中だと思えます。ぜひとも、小規模の就労継続B型の事業所等々で工賃を上げていかれるようなバックアップ支援を、新潟市に今後お願いしたいと思っています。工賃によって、就労支援B型なんかは給付費も段階的にこうなっているような今の現状なんですけど、今回は緩和措置も取られていますけど、今後工賃が下がって給付費も下がるとなると、事業所としても非常に運営が厳しくなってくるなと思えますので、現状はそんなような形なので、今後の骨子というか、施策の中にも、ぜひとも就労の工賃向上を新潟市としてバックアップしていただきたいと思えます。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりで、今回のコロナの影響で、やはりどこも就労系の事業所のほうは、結構苦勞しているというお話を聞いております。そういった中で、今回一時的に事業継続をするため、また生産活動を再開するための補正予算みたいなものも通りましたので、そういうものも使っていただきたいと思っておりますけれども、普段から私ども新潟市のほうで、この事業所をつくった、事業所の活用とか障がい者を多数雇用している会社の積極的な活用みたいなものを、庁舎内で呼び掛けていることでもございまして、調達の金額としては今年度が過去を上回るような状況になっておりましたし、あとはやはりこの授産製品の販売ということでは、NEXT21の中にある「まちなかほっとショップ」のほうに私どもは運営の補助金を出しております、そちらのほうで、26の事業所のほうで構成している運営委員会で、運営していただいているんですけども、そこを使って販路の拡大を私どもは目指しているところでございます。NEXT21の中、1階にもパン屋さんがあったりして、こちらもなかなか3階まで足を運ぶ方がいないんですけども、今回の春でしょうか、各事業所さんのほうでマスクをつくったり、私も今付けておりますけど、こういう「ソーシャルディスタンス」とか「手を洗おう」といったような缶バッジをつくったりしたことで、今年の上半期については、これまでの中で過去最高の売り上げをほっとショップも今上げているところでございます。

ほっとショップに任せるだけではなくて、私どものほうもいろいろ協力をしながら動いておりますので、いろいろと事業所のほうの意見を聞きながら、こういったことが工賃の向上というか、販路の拡大につながるかということも含めて、一緒になって進めていきたい

など思っております。よろしくお願いいたします。

(有川会長)

ありがとうございます。よろしいですかね。ほか、いかがでしょうか。平崎委員。

(平崎委員)

意見ということではなくて、ちょっと法改正の関係で、障がい者の雇用の関係ですけれども、15 ページにあります雇用率の記載がありまして、これは平成 30 年度の法改正に基づいて、当面、その改正時点では 2.2%、2.5%ということで設定がされたことはこうですけれども、その改正時点で、令和 3 年 4 月までの間に、ここに 0.1%の雇用率を引き上げますという形で設定がされておりました。これは今回の審議会を経て、公表されて、来年の 3 月 1 日にそれぞれ 0.1%ずつ雇用率が引き上げられるという形になっておりますので、この記載を変えていただければと思います。

あと、先ほど実態のところでは障がい者雇用率、先ほど課長のほうからもありましたけれども、新潟市においては私どもハローワークが 3 つございまして、ハローワークごとに新潟市外の就労も入っております、なかなか新潟市単独にして、その統計数値を出すことができないという部分もありまして、ご迷惑をお掛けするんですけれども、また公的機関の雇用率の数値も引き出してくれというご意見があったわけですが、そうなりますと地方公共団体、公務の関係についても、一般的な公務の関係と教育委員会がまた雇用率が変わってきますので、そこら辺の記載の仕方もまたちょっと変えていただけるとありがたいのかなと思っております。

(有川会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうかね、その辺。いいですか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

おっしゃるとおりですので、修正させていただきます。

(有川会長)

ほか、いかがでしょうか。はい、菊地委員。

(菊地委員)

1 番、地域生活の支援の(1)の相談支援体制の充実についてです。これ読み込むと、基幹相談支援センターの役割とか機能の充実が大きく図られるのではないかなというふうに思っております。

今日、川本委員が欠席なので、具体的なお話が聞けないかなと思うんですけども、かなり専門的な知識や技術の向上ということで、研修等もいろいろやられているかと思うんですけども、相談員の仕事量といいますか、ここでもだいぶ多岐にわたって大変な業務が、さらに増えるのではないかと思っております。その実態の把握とか、相談員の数足りるのかとか、他機関との連携とかどんなふうにしてやっているのかというようなこと、私

どもの法人からも2人相談員を出しておりますので、ときにつらそうな表情も見えますので、その辺の調査もぜひお願いして、計画に盛り込んでいただければと思います。以上です。

(有川会長)

ありがとうございます。いかがですか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

おっしゃるとおりでして、今相談の業務というのはだいぶ多岐にわたっていて、業務量も増えているというように聞いておりますので、状況を見ながら、適切な役割分担とかほかの機関との連携とかいうものをしっかりと行いながらやっていきたいと思ひますし、その辺りもどのようにこの計画の中で書けるか、検討していきたいと思ひます。

(有川会長)

はい、ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ちょっと私の議事の進行の問題もあると思うのですが、このあと、まださらに45分ぐらいの時間を全体で予定している状況なんですね。ちょっとこのまま続けていくと皆さんもしんどいかと思ひますので、ここでいったん5分ほど休憩を取らせてもらって、その間事務局の方、進行について少し確認したいと思ひますので、すみません。では10分までにしましょうか。今、5分なので、12時10分になりましたら、再開したいと思ひます。すみません。よろしくお願ひいたします。

(5) 第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画について

(有川会長)

それでは再開したいと思ひます。議事5に行きたいと思ひます。議事5、第6期新潟市障がい福祉計画および第2期新潟市障がい児福祉計画について、事務局から説明をお願ひいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは時間の関係もござひますので、簡潔に説明をさせていただきたいと思ひます。初めに資料5-1でござひますが、こちらが現在の計画の策定の状況ということになります。1番の成果目標につきましては、13の成果目標に対して10達成する見込みでござひまして、達成率は76.9%です。未達成の項目については、ここに記載してあります3つの項目となる予定でござひます。なお、この就労定着支援事業による職場定着率については、1年後の定着率が基準となるので、見込み不可ということで記載してあります。

続きまして、2番のサービス見込み量につきましては達成率80%以上のものが、65の項目のうち49ということで、75.4%の達成になる見込みでござひます。達成者60%未満になったものにつきましては、新しく始まったサービスとか通訳者の派遣などにつきましては、今回コロナの影響みたいなものがあつてということが原因になっております。

続きまして、この辺を踏まえた上での次期計画の成果目標、サービス見込み量について

でございますが、成果目標については資料5-2になります。こちらのほうでページを何枚か見ていただくとわかりますけれども、薪という項目の表示があるものが新しく目標を設定するもので、表示のないものは今と同じものでございます。

1つ目の施設入居者への地域生活への移行、施設入居者の削減というところでございますけれども、①の施設入所者への地域生活の移行については国の指針の6%以上というものを踏まえて、3年間の数値に換算した27人ということで、設定をしております。ただし、国のほうでは、今回の計画で達成できなかった分を持ち越して上乘せするという考えが示されておりますけれども、こちらについては上乘せをした場合に達成が困難だと見込んでいるため、持ち越し分については上乘せをせずに考えていくということでございます。

それから②の施設入所者の削減については、国のほうでは1.6%以上削減するという目標値が示されておりますけれども、新潟市のほうはこの入所の待機者が年々増加、もしくは現状維持という形で、減っているという状況ではないので、ここでは目標値を設定をしないということで、現行計画でも同じように設定をしなかったんですけれども、次の計画でも目標値を設定をせずに、待機者の解消に取り組んでいきたいと思っているところでございます。

それから続きまして、就労の項目でございますけれども、「福祉施設から一般就労への移行」というところにつきましては、目標値を160人というふうに設定しました。こちらも国の指針のほうでは、元年度実績の1.27倍以上という目標値が示されているんですけれども、現在の新潟市の状況を踏まえると、この目標はなかなか難しいのではないかとということで、先ほど委員のほうからお話があった、法定雇用率の伸び率2.2から2.3%に伸びる1.04倍の数値を、現在の目標値に掛け合わせて、160人を目標にしたいというふうに考えております。

3ページの②～⑥については、新たに今回目標を設定するものになります。それぞれ国のほうの指針で目標値が設定されているんですけれども、なかなか今ほどの一般就労と同じで、目標の達成が難しいと考えておりますので、今説明をいたしました160人という目標値の内訳として、現在の割合、就労移行支援事業所から一般就労移行者ですとか、就労継続支援A型から一般就労移行者、B型から一般就労移行者については、現在の就職の割合を160人の中に当てはめるとどうなるかということで、目標値をそれぞれ設定をしたところでございます。

それから、⑤、⑥については、それぞれ国のほうの7割以上という国の基本指針に基づいて設定をいたしました。

次の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」のほうについてはこころの健康センターのほうから説明いたします。

(事務局：こころの健康センター)

それでは(3)の精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に関する部分についてご説明します。

まず①の精神病床における早期退院率です。これは保健や福祉の連携により早期退院が促進されることを踏まえて、入院中の障がい者に関する、退院に関する目標値を設定しています。現行の計画では、これは都道府県の目標ではあるのですが、市の数字がなかった

のですが、このたび市の数字が出るようになりましたので、この指針に合わせて本市の目標値を設定しています。28年度、少し古いのですが、市の早期退院率は、入院後3カ月時点で67%、6カ月で86%、1年で91%でした。これを連携強化によって、国の指針どおりの目標を目指していきたいと考えています。

続いて6ページに移ってください。②の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取り組みの推進についてになります。ここからは本市独自の目標になります。現行の目標であった保健・医療・福祉関係者による協議の場は、本市ではすでに設置済みですが、より当事者目線に立った取り組みを行うために、今年度新たに、当事者と家族の方を委員に加えまして、新潟市精神障がい者の地域生活を考える会といたしました。精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの向上を進めていくために、考える会を年2回開催すること。また、当事者団体等との共同事業を年2回開催、あるいは実施することを目標にしたいと考えております。私からは以上になります。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

続きまして(4)の地域生活支援拠点等が有する機能の充実につきましては、新しい項目も入っておりますけれども、国の基本指針に基づいて、両方を目標を有と、3年後にもちゃんとしっかりとあるということを目指にしたいというふうに思っております。

それから(5)障がいのある子どもの支援の提供体制の整備につきましても、こちらも国の基本指針のとおり、児童発達支援センター、新潟市実際もうありますので、目標としても有ということにしたいと思っております。

②の保育所等訪問支援につきましても、同じでございます。

それから③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保についても、国の基本指針に基づいて、有という目標にしたいと思っておりますし、医療的ケアに対する支援についても同様に、国の基本と同じように目標有というふうにしたいと思っております。

それから続きまして、⑤の教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率については、こども家庭課のほうから説明いたします。

(事務局：堀こども家庭課長)

こども家庭課、堀と申します。⑤教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率でございます。これは新潟市独自の成果目標となりますが、令和5年度末時点で、現在の配置率、平成30年度79.1%から元年度は79.7になっておりますけれども、それよりも増加させることを目標としております。新潟市では平成25年度から各園における発達障がい児支援のリーダー的役割を担っていただく、発達支援コーディネーターの育成に取り組んでおり、昨年度末までに474名を養成しているところでございます。以上です。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

続いて(6)障がいや障がいのある人への理解促進。こちらは、国の指針では成果目標というのはないのですが、新潟市の共に生きるまちづくり条例があるということ踏まえ

て、独自の目標設定をするものでございます。

①の条例の普及・啓発について、条例の認知度、今までもございましたので、ここについては今現在の認知度 31.4%というのを踏まえて、35%にしたいというふうに考えております。

それから次の②の学校等を通しての普及・啓発というところにつきましては、これまでは学校への情報提供といったものを目標にしていたんですけれども、次からは、実際 10 代以下の認知度が低いということを踏まえて、学校等への条例の周知回数を年間 16 回以上行うということを目指したいと思っております。ちょっと指標名、「条例」というふうになっておらず、こちらのほうのミスがございました。こちらのほうは修正のほうをお願いいたします。

それから（7）の相談支援体制の充実については新規の項目になりますけれども、国の基本に基づいて、目標を有というふうにしたいと思っておりますし、（8）の障がい福祉サービス等の質の向上といったところについても、新しい項目ですけれども、国の指針を踏まえて、目標有というふうに設定したいと思っております。成果目標の説明は、以上になります。

続いてサービス見込み量についてになります。資料 5-3 ということになりますけれども、サービス見込み量については、現在 79 の項目を設定しております。見込み量の算定につきましては、基本的には過去の実績をベースに、伸び率とか見込みを踏まえて設定をしているというところがございますので、項目数が多いので、それぞれの項目のサービス量については、後ほどそれぞれご覧になっていただいて、何か気になるところがあれば、個別にご意見を頂ければと思っております。次回の会議で、今日のご意見等も踏まえた素案という形で提示をさせていただきます。また意見を伺う予定がございますので、その際でも構いませんので、見ていただいて、ご意見を頂ければと思っております。

なお、1 点だけ、2 ページ目、1 枚目の裏の下に「居住系サービス」という中に「施設入所支援」というサービスの記述があるんですけれども、ここについては、国としてはサービス量を減少させていきたいという方針を示しておりますが、本市としましては、まだ施設入所の待機者が依然として多くいるということもあるので、やっぱり入所施設の必要性というのはまだあるのではないかと考えております。グループホームの整備も積極的に進めながら、可能であれば、この施設入所のサービス量の増というものも考えていけないかなというふうに思っているところで、現段階では現計画と横ばいというサービス量を設定をさせていただいております。ただ私どもとしては、ここを増やしていきたいという思いもあるもので、今県のほうの計画とちょっと協議が必要になるものですから、県と協議、交渉していく中で、この数値についてはちょっと変わっていく可能性があるということだけ、あらかじめご承知いただければと思っております。サービス見込み量の今現在の計画案については、以上でございます。

（有川会長）

以上ですね。はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら。はい、高井委員、お願いします。

(高井委員)

すみません、お願いします。このサービス見込み量の数字が、すみません、素人のようなことで申し訳ないんですが、どうしてこの数字になったのかという根拠が全然わからなくて、どのように考えていいかわからないんです。私の知っているところでしか言えないんですけども、地活のⅢ型を今年度申請に向けて、病院も加えて検討したところ、なかなかやはりオープンするのが難しかった現状がありました。ニーズは確かにそこにありまして、デイケアが閉まるのでということで、100人の方が北区で居場所がなくなるということで、協議を始めた場でしたけれども、地活をオープンして、利用者さんが定着するまでに2～3年かかるだろうと。そのところの、われわれの小さな法人の体力がもたないという判断で、このたびは開設を見送っている状況です。

その中で、地活のⅢ型の数が非常に少なくなっております。定着したあと、10人ぐらいの日中の利用者を見込んでくれという、新潟市のここというのは本当にその通りだなと思うので、人が定着するまでの間、1年2年という間、運営費の助成をお願いできれば、もっとそこでサービスができたなと思うところなんです。

というように、各サービスについて私も知識がありませんし、この数字がどういうものなおかがなかなかわからないです。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございます。基本的には表の右側の、見込み量算定にあたっての考え方というところに簡単に記載してあるんですけども、過去の実績を元に、過去伸びているのであればその伸び率を考えながら、目標を設定しているというところがございますし、実際に見込みとして事業所が例えば今ないんですけども、必要な事業であれば、やはりやっていたいかなければいけないのではないかとということで、見込んで算出しているようなものも、例えば1枚目の真ん中あたり、重度障がい者等包括支援というものもございますが、基本的には過去実績の伸び率というものを考慮しながら、目標設定をしているというところがございます。

地活のⅢ型については、これまでの間、どちらかというⅢ型の数としては、右肩上がりで増えてきたんですけども、ここ数年、ここ最近を見ると、新規ができつつも、実際にやめていったりとか就労Bに移っていったりするのも含めて、トータルすると増えていないというような状態になっているので、決して新しいものを見込んでないというわけではなくて、そういう移行も含めて、現状、今地活Ⅲ型の数が、これぐらいで落ち着いているということ踏まえて、この数値を目標として設定をしたというところがございます。

(有川会長)

はい、いかがでしょうか。

(高井委員)

ありがとうございます。オープンしたところがなぜやめてしまったのかというところが見えないんです。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それぞれあると思いますけれども、一昨年から昨年にかけてですと、B型とかに移ったというのが確か半分強、1カ所は廃止という形だったと思いますけれども、実際そこが廃止したということになれば、その利用者の状況ですとか、自分たちの運営が厳しかったかというどちらかなのかなとは思っております。ちょっと私も個別のところまで把握していないので、申し訳ありません。

(高井委員)

お時間のないところで申し訳ありません。どうしても地活のⅢ型というのと、半分ぐらいの方が精神障がいの方通われているというふうに認識してます。精神障がいの人の支援の中で、人間と人間の関係性の中で、そこが居場所に定着していくというようなことが大変大きくあるものですから、初年度から10人寄せてくださいねと言われても、なかなかそこは難しいんですね。その方が地域の中で「私の行く場所」になるまでに、やはり1年2年とかかかるということを御理解いただきたいと思います。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございます。そういった現状も踏まえて、考えていきたいと思えます。

(有川会長)

ほか、いかがでしょうか。はい、角田委員。

(角田委員)

お時間のないところすみません。定着支援のほうの見込み量で、7割というところを見込んでいきますと、国のほうと同じですよ。知りたいなと思ったのはここなんです。要は現時点、令和元年の末時点で、就職者がいても定着支援を実施していない就労支援の施設ってどのぐらいあるのかということとか、いわゆるこれって、「定着支援をします」という事業所のほうからの支援申請出なければ降りないものなので、就職者は出しているけれども、定着支援は実施しないという事業所さんが、大体どのぐらいいらっしゃるのかということ。7割というものをどういうふうに担保していくのかということなんですね。いわゆるなじみの施設が定着支援に入ることになっているので、自分が就職をした事業所が定着支援をしてないとすると、はてさてどこが定着支援に入っているんだろう、どこの事業所が入ればいいのかということもわからないですし、ということが知りたかったんですね。もし定着支援を実施していないとしたら、その理由も新潟市は掌握されているのかどうか。それから、もし掌握していて、だとしたら、なぜ定着支援をやらないのかという、そしたら今後はどのように、その就職した方たちの、定着のほうの支援サービスをどのように位置付けるのかという辺りのことが、ちょっと見えない中での数値目標だ

など思ったものです。

あと、これはちょっと言いたいことなんですけど、やっぱり障がいのある方たち、特にうちは発達なんですけど、就労移行を受けたあとに見れるのが、就職して3年6カ月間ですね。でも実際には、まだこの制度新しいので、4年とか5年とか、そういう長いスパンでやはり見ていってあげなければいけないなというのが、実際に今事業所をさせていただいて感じてるところなんです。3年でOKというわけではないということ。それから、変化を嫌う方たちですので、比較的その期間は有効に仕事に入れているというの、実績としてあげていけると思うのです。やっぱり彼らの支援に対して謙虚でありたいと思うわけなんです。受入先の先様である企業の受け入れ状態であるとか、そういうものも含めて、今日の一番最初の話になるように、彼らの支援というのを、もっともっと長いスパンで見たいという制度になっていくといいなというふうに、常々感じております。以上です。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ありがとうございました。あくまでも机上の、数字上だけになりますけれども、新潟市内で、令和元年度末で就労移行支援を行っている事業所が26、就労定着支援を行っている事業所は11ということになりますので、数字だけを見れば、半分弱ぐらいしか定着支援をやってないことになるのかなと。ただ個別に調査したわけではないので、あくまでも参考数値として聞いていただければと思います。

どうしてやらないのかという辺りは、各事業所ごとにいろいろ多分課題があると思うので、ちょっと私のほうでは今把握してないんですけれども、担当のほうでいろいろ現状を聞いたりしていきたいと思っておりますし、私どもも就労定着の重要性というのは重々承知をしているつもりですので、やっていない事業所へ、定着支援の実施についても呼び掛けていきたいというふうに思っているところでございます。

あと、定着支援の期間については、一応国のほうで標準の期間ということで示してあるというので、そういったご意見があったということ、機会があれば、私どものほうからお話ししていければなと思っております。ありがとうございました。

(有川会長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この点につきまして、また先ほどもデータのほう見ていただいて、何かご意見等あればということでしたので、次回もこの内容に触れていきますので、ぜひまた引き続き検討していきたいというふうには考えておりますので、そのときにまたご意見、ご質問等いただければというふうに思っております。

4. その他

それでは、議事の（５）を終了いたします。次にその他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。いいですか。はい、ありがとうございました。

それでは、大変議事の進め方等問題ありまして、大幅に時間が経過してしまっております。皆さんには大変御迷惑をおかけいたしました。令和２年度第２回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となります。委員の方々のそれぞれのお立場でお気づきになったこと、あるいは日常の中でお考えになっていることございましたら、お手元に障がい者施策審議会に対する意見という用紙がございますので、現状踏まえて意見を、あるいは提案についてお書きいただいて、提出いただければと思っております。

皆様には、お忙しいところ長時間にわたり会議にご出席いただきまして、ありがとうございました。では、マイクのほうを事務局にお返ししたいと思います。

5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間にわたり、議事進行をありがとうございました。事務連絡ですけれども、駐車券につきましては無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。以上で、令和2年度第2回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。